

逗子市の環境

～逗子市環境基本計画 年次報告～

令和 5 年度版

(令和 4 年度実績)

逗子市環境都市部環境都市課

・・・・はじめに・・・・

この報告書は、逗子市環境基本条例第10条に規定された「環境の状況及び環境基本計画に基づき実施された施策の状況等についての年次報告書」として、また、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第10項に規定された「地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況」に位置付けられるもので、主に前年度の実績等を踏まえ作成し、公表するものです。

・・・・目次・・・・

1. 逗子市の概要について	1
2. 逗子市の環境政策について	2
3. 分野ごとの取組について	4
3-1.自然を大切にするまち	4
3-2.廃棄物による環境負荷の少ないまち	20
3-3.温室効果ガス排出の少ないまち	26
3-4.暮らしと景観に配慮したまち	29
4. 市民活動の促進と推進体制について	40
5. 環境マネジメントシステムについて	43
6. 地球温暖化対策実行計画の推進について	43

1. 逗子市の概要について

1-1. 地勢、人口などについて

逗子市は、総面積 17.28 平方キロメートル、人口 6 万人弱のコンパクトな規模で、古くから大規模な工場等のない住宅地として発展してきた経緯があり、逗子市内の住宅から市外、県外への通学、就労者が多いという特徴があります。

神奈川県の南東部、三浦半島の入口に位置し、北は横浜市、北西は鎌倉市、南は葉山町、東は横須賀市に接し、西は相模湾に面しています。三方を山に囲まれているため他市町とはトンネルでつながり、中央部を東から西へと田越川が流れています。また、東西に JR 横須賀線、南北に京浜急行逗子線が走り、それぞれ区域を二分しています。

1-2. 土地利用の状況について

○市街化区域及び市街化調整区域（平成 28 年 11 月 1 日県告示第 508 号）

区分	都市計画区域		計
	市街化区域	市街化調整区域	
面積（ヘクタール）	832	896	1,728

○用途地域指定状況（令和元年 9 月 19 日市告示第 132 号）

用地地域の種類	面積（ヘクタール）	構成比（%）
住居系（第一種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域）	774	93.0
商業系（近隣商業地域、商業地域）	56	6.7
工業系（準工業地域）	1.9	0.3
合計	約 832	100

1-3. 気象状況について

令和 4 年中の平均気温、降雨量（「2022 消防年報(令和 4 年版)」より）

月	1	2	3	4	5	6	
平均気温（℃）	5.1	5.3	11.0	14.9	18.5	22.1	
降雨量（mm）	17.5	64.5	75.5	258.0	176.0	89.5	
月	7	8	9	10	11	12	年間
平均気温（℃）	26.3	26.9	24.5	17.6	14.6	8.0	16.2
降雨量（mm）	141.5	136.5	223.0	76.0	65.5	48.5	1,372.0

2. 逗子市の環境政策について

逗子市の環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な事項を定める計画である「第二次逗子市環境基本計画」において、次のように定めています。

「逗子市環境基本計画」では、逗子市の貴重な財産である自然環境と、そこに住む市民の生活環境を守るために、『自然と人間をともに大切にするまち』を基本的な考え方とします。

逗子市を取り巻く自然は、海や、市街地の三方を囲む丘陵の緑などが良好な状態で残されています。この豊かな自然は、市民の暮らしに潤いを与えてくれます。

わたしたちは、これからも、常に自然を守り、育み、地球に優しい持続可能な潤いのあるまちをつくり、自然と人間をともに大切にするまちの実現をめざして、この恵み豊かな環境を、次の世代へとつないでいきます。

この基本的な理念に基づいて、「自然を大切にするまち」「廃棄物による環境負荷が少ないまち」「温室効果ガス排出の少ないまち」「暮らしと景観に配慮したまち」の4つのまちづくりを進め、『だれもが安全に安心して暮らす、地球に優しい持続可能な循環型都市・逗子市』の実現を目指していきます。

(「第二次逗子市環境基本計画」 9ページ抜粋)

この考えに基づき、年次報告書におきましても、4つの分野ごとに、事業の進捗を記載します。

また、「逗子市環境基本計画行動等指針」において、「第二次逗子市環境基本計画」を実現していくために位置付け、逗子市環境審議会にて、進行状況の評価を行っていくこととする事業を中心に作成しています。

環境基本計画行動等指針に位置付けている事業

分野	事業名	
1. 自然を 大切にす るまち	(1) 緑	~緑地の保全~
		緑化推進事業
		特別緑地保全地区指定事業
		歴史的風土保存地区指定事業

		～公園の整備・維持管理～	池子の森自然公園整備事業
			都市公園整備事業
			公園・緑地アダプト推進事業
		(2) 水辺(河川・海)	～海岸の維持管理～
			海水浴場運営事業
			～河川の維持管理～
			河川維持管理事業
		(3) 動植物(生物多様性)	～公共下水道の維持管理～
			水洗化普及事業
			～様々な生態系の体験～
2. 廃棄物による環境負荷の少ないまち	(1) 発生・排出抑制	～発生・排出抑制～	生ごみ減量化・資源化事業
			家庭系ごみ排出抑制推進事業
	(2) 資源の再生利用～リサイクル～	～生ごみの資源化～	生ごみ減量化・資源化事業(再掲)
		～その他の廃棄物の資源化～	生ごみ減量化・資源化事業(再掲)
			家庭系ごみ排出抑制推進事業(再掲)
			資源化品目拡大事業
	(3) 適正処理	～適正処理～	一般廃棄物処理施設整備事業
3. 温室効果ガス排出の少ないまち	(1) 省エネルギーの一の推進	～省エネルギーの一～	温室効果ガス削減事業
	(2) 再生可能エネルギーの利用促進	～再生可能エネルギーの利用促進～	スマートエネルギー普及促進事業
			温室効果ガス削減事業(再掲)
4. 暮らしと景観に配慮したまち	(1) 良好的な景観	～良好な景観～	景観のまちづくり推進事業
	(2) 暮らしのための基盤整備		緑化推進事業(再掲)
	～暮らしのための基盤整備～	やさしい道づくり事業	
		狭あい道路整備事業	
		急傾斜地崩壊対策事業	
	(3) 生活環境の諸問題	～生活環境の諸問題～	公害防止啓発事業
			公害調査測定事業
			歩行者と自転車のまち推進事業

3. 分野ごとの取組について

3-1. 自然を大切にするまち

(1) 緑

【目標】<逗子市環境基本計画に定める 2022 年度（平成 34 年度）の目標>

～緑地の保全～

- 市全域の緑被率約 60 パーセントを維持する。（緑政課・緑化推進事業）
- 特別緑地保全地区を 3 地区指定する。（緑政課・特別緑地保全地区指定事業）
- 名越切通周辺の歴史的風土保存区域内の枢要な部分が、歴史的風土特別保存地区に指定されている。（緑政課・歴史的風土保存地区指定事業）

～公園の整備・維持管理～

- 池子の森自然公園を、生物多様性等に配慮しつつ、防災対策拠点的な性格を有する公園として整備する。（緑政課・池子の森自然公園整備事業*）
- 市民 1 人あたり都市公園面積が 10 m²（平方メートル）になる。（緑政課・都市公園整備事業）
- 公園において里親契約を結んでいる箇所数の割合が 50%以上になっている。（緑政課・公園・緑地アダプト推進事業）

*は逗子市総合計画に定めるリーディング事業です。

～緑地の保全～

【1】『緑化推進事業』

事業名	所管名	緑政課
事 業 概 要	目的：市街地の緑を増やし、みどり豊かでうるおいのある住環境を創出する。 対象：市民 手段：シンボルツリー・生垣用樹木の配布及び、壁面緑化工事費用の一部を助成する。	
主な事業内容		
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度	2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
○樹木の配布 ・シンボルツリー・生垣用の樹木配布 ○壁面緑化工事費の一部助成	○樹木の配布 ・シンボルツリー・生垣用の樹木配布 ○壁面緑化工事費の一部助成	
目標【2022（令和4）年度】		現状【2017（平成29）年度末】
市全域の緑被率約60%を維持する。 シンボルツリーの苗木配布数が累計60件になっている。		シンボルツリー 16件 累計 49件
2022（令和4）年度の実績内容		目標の達成状況 【2022（令和4）年度末】
・シンボルツリー4件、生垣2件の配付を行い、シンボルツリーの苗木配付数の累計は72件となった。 ・壁面緑化工事費の一部助成については、令和元年度をもつて廃止とした。		・市全体の緑被率60%は維持されている。 ・シンボルツリーの苗木配付数は累計72件となり、目標を上回った。

【2】『特別緑地保全地区指定事業』

事業名	特別緑地保全地区指定事業	所管名	緑政課
事業概要	目的：市街地を取り囲む緑豊かな樹林地を将来にわたり保全するため、樹林地を特別緑地保全地区に指定する。 対象：山林所有者 手段：特別緑地保全地区指定についての理解を求め、指定を行う。		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
○制度設計の見直し ・管理協定や買い取り制度に向けた財源確保の検討 ○指定に向けた取組み ・候補地の精査と所有者への意向調査。 ・地権者同意 ・都市計画決定に向けた作業、図書作成 ○特別緑地保全地区の2地区目の指定		○制度設計の見直し ・管理協定や買い取り制度に向けた財源確保の検討 ○指定に向けた取組み ・候補地の精査と所有者への意向調査。 ・地権者同意 ・都市計画決定に向けた作業、図書作成 ○特別緑地保全地区の3地区目の指定	
目標【2022（令和4）年度】		現状【2017（平成29）年度末】	
特別緑地保全地区を全3地区指定している。		緊急財政対策による事業休止となり、特別緑地保全地区指定に係る資料作成業務が実施できなかった。 候補地4地区のうち、立地状況等を整理して2地区に候補地を絞った。	
2022（令和4）年度の実績内容		目標の達成状況 【2022（令和4）年度末】	
・土地の買入れが見込まれる特別緑地保全地区の指定は、緊急財政対策プログラムの実行後は休止している。		特別緑地保全地区を1地区指定済	

【3】『歴史的風土保存地区指定事業』

事業名	歴史的風土保存地区指定事業	所管名	緑政課
事業概要			目的：歴史上意義を有する遺跡等と周囲の自然環境を一体的に保存するため、名越切通周辺の歴史的風土保存区域の枢要な部分を歴史的風土特別保存区域に指定する。 対象：県、土地所有者 手段：歴史的風土保存区域についての理解を求め、特別地区の指定を行う。
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度	○指定に向けた取組み ・県及び鎌倉市と調整を図る。	2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	○指定に向けた取組み ・県及び鎌倉市と調整を図る。 ・土地所有者と調整を図る。
目標【2022（令和4）年度】		現状【2017（平成29）年度末】	
名越切通周辺の歴史的風土保存区域内の枢要な部分が、歴史的風土特別保存地区に指定されている。		県及び鎌倉市との調整の中で進捗状況が遅れている。	
2022（令和4）年度の実績内容		目標の達成状況 【2022（令和4）年度末】	
・鎌倉市と現状に関する情報交換を行った。		鎌倉市と調整をしているが、指定に向けた動きにまでは達していない。（指定は県が行い、指定すると買入れが発生する可能性があるため、県の財政負担が見込まれる）	

～公園の整備・維持管理～

【1】『池子の森自然公園整備事業』(リーディング事業)

事業名	池子の森自然公園整備事業	所管名	緑政課
事業概要	目的：池子の森自然公園基本計画に基づき、安全で快適な都市公園として整備を図る。 対象：公園利用者 手段：各公園施設の実施設計をし、公園施設を整備する。		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
○開園に向けた整備※ ・メインエントランス、トイレ、駐輪駐車場、ドッグラン等の整備 ○アーチェリー場の整備（文化スポーツ課） ○子ども遊び広場、プレイリーダー詰所、野外活動施設等の整備（児童青少年課） ○文化財展示収蔵施設新築工事（社会教育課）			
目標【2022（令和4）年度】		現状【2017（平成29）年度末】	
池子の森自然公園の整備が完了している。		メインエントランス、トイレ、駐輪駐車場、子ども遊び広場等の整備を行った	
2022（令和4）年度の実績内容		目標の達成状況 【2022（令和4）年度末】	
・整備に関しては、2018（平成30）年目標は達成しておらず、2022（令和4）年度の進捗はなかった。 ・2018年度にみどり審議会から「自然公園の保全・運営に関して市民や専門家を巻き込んで活動されていることは重要であり、評価できる。また、施設の整備が進むことが評価される場所ではなく、自然環境と共生するシステムの構築が重要である。」との意見があったように、整備面ではなく、市民や専門家による自然環境の啓発イベントや維持管理の手法を策定する等の取組みを行った。 ・令和3年9月からの毎週水曜日に平日の試行的開園経て、令和4年4月から毎週水曜日を開園日に追加した。		整備は完了していない。（一部の整備工事について、国と米軍による日米合同委員会の承認が必要となり、工事の工期に見通しが立たなかった）	

※2015年（平成27年）2月1日から池子の森自然公園のスポーツエリアを開園。

【2】『都市公園整備事業』

事業名	都市公園整備事業		所管名	緑政課
事業概要	目的：安全で快適な都市公園としての整備を図る。 対象：公園利用者 手段：各公園施設の実施設計を行い、公園施設を整備する。			
主な事業内容				
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度		
適正な維持管理を実施していく		適正な維持管理を実施していく		
目標【2022（令和4）年度】			現状【2017（平成29）年度末】	
市民一人あたり都市公園面積が10平方メートルになる。			15.82平方メートル	
2022（令和4）年度の実績内容			目標の達成状況 【2022（令和4）年度末】	
各公園の適正な維持管理を実施した。 • 第一運動公園維持管理事業 • 披露山公園維持管理事業 • 近隣公園維持管理事業 • 街区公園維持管理事業 • 池子の森自然公園維持管理事業 • 蘆花記念公園維持管理事業			市民一人当たりの都市公園面積15.56m ² （平成26年度池子の森自然公園の共同使用により目標達成）	

◎逗子市環境基本計画の目標設定時点（2013年（平成25年度末））では、8.72平方メートルであった。

【3】『公園・緑地アダプト推進事業』

事業名	公園・緑地アダプト推進事業		所管名	緑政課
事業概要	目的：公園及び緑地において、市民協働による適正な維持管理を行う。 対象：市民 手段：里親契約を結ぶ。			
主な事業内容				
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度		
○アダプト活動の積極的な推進を行う。		○アダプト活動の積極的な推進を行う。		
目標【2022（令和4）年度】			現状【2017（平成29）年度末】	
○公園において里親契約を結んでいる箇所数の割合が50%以上になっている。			○公園アダプト 83箇所中 36箇所(43.4%) ○緑地アダプト 28箇所 ○ハイキングコースアダプト 1箇所（新規）	
2022（令和4）年度の実績内容			目標の達成状況 【2022（令和4）年度末】	
<ul style="list-style-type: none"> ・公園アダプトは85箇所中50箇所で実施中58.8% ・緑地アダプトは33箇所で実施中 ・アダプト団体へ清掃や草刈等にかかる消耗品を提供した。 			令和4年度中に3箇所増加して50箇所となり、割合は58.8%と目標の50%以上となった。	

(2) 水辺（河川・海）

【目標】 <逗子市環境基本計画に定める 2022 年度（平成 34 年度）の目標>

～海岸の維持管理～

- アダプトプログラムによる海岸一斉清掃の参加者が年 1,800 人になっている。（経済観光課・逗子海岸保全活用事業*）
- 現在の砂浜面積を維持するため、毎年 500m³以上の養浜対策を実施要請していく。（経済観光課・逗子海岸保全活用事業*）

～河川の維持管理～

- 河川の親水施設を 4箇所整備する。（都市整備課・河川維持管理事業）
- アダプトプログラムによる河川管理の箇所数が 4か所を維持している。（都市整備課・河川維持管理事業）

～公共下水道の維持管理～

- 水洗化率が 98% になっている。（下水道課・水洗化普及事業）

*は逗子市総合計画に定めるリーディング事業です。

～海岸の維持管理～

【1】『逗子海岸保全活用事業』(リーディング事業)

事業名	逗子海岸保全活用事業	所管名	経済観光課
事業概要	<p>目的：逗子海岸のあり方や保全・活用方法を検討し、ファミリービーチとして安全で快適に利用できる海岸をつくる。</p> <p>対象：市民、海岸利用者、海水浴客、観光客</p> <p>手段：海岸の美化（啓発、アダプトプログラムの推進、清掃等）、海水浴場の開設・運営、海浜公衆トイレの維持管理、海水浴場のあり方の検討と改善策の実施</p>		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
<input type="checkbox"/> 海水浴場のあり方の検討と改善策の実施 <input type="checkbox"/> 海岸の美化 <input type="checkbox"/> 海水浴場の開設・運営 <input type="checkbox"/> 海浜公衆トイレの維持管理		<input type="checkbox"/> 海水浴場のあり方の検討と改善策の実施 <input type="checkbox"/> 海岸の美化 <input type="checkbox"/> 海水浴場の開設・運営 <input type="checkbox"/> 海浜公衆トイレの維持管理	
目標【2022（令和4）年度】		現状【2017（平成29）年度末】	
逗子海岸が安全で快適なファミリービーチとして維持されており、海水浴客数が40万人を超えていている。		294,300人（2016（平成28）年度は329,100人）	
2022（令和4）年度の実績内容		目標の達成状況 【2022（令和4）年度末】	
<input type="checkbox"/> 逗子海水浴場の運営に関する検討会を5回実施した。県の「海水浴場ルールに関するガイドライン（令和4年度版）」を踏まえて協議・検討を重ね、5月12日に感染症対応等に関する条件付きで開設を決定し、令和2年の不設置、令和3年の途中休場を経て、3年ぶりに66日間運営した。運営にあたっては、違反を繰り返す利用者への退場勧告や外国人アドバイザーの配置を追加してマナーアップ警備を実施した。また、事業者との協働で、防犯カメラを設置し、AIを活用した防犯対策と感染防止のための試行的な取り組みを行った。さらに、逗子海岸営業協同組合と協働で国際環境認証「ブルーフラッグ」の認証を初めて取得し、SDGsにも合致した環境や安全に配慮した取り組みを推進した。 <input type="checkbox"/> かながわ海岸美化財団による海岸清掃を100日実施した。逗子ビーチクリーン隊との逗子海岸一斉清掃を10日実施した。 <input type="checkbox"/> 海水浴場活性化イベント参加者は、5月実施分104人、7,8月実施分611人、12月実施分47人、3月実施分31人で合計793人となつた。		2022（令和4）年度の来訪者数 250,500人（7月末から新型コロナウイルス感染者数が増加したことによる自主的な外出の自粛といった社会状況変化等考慮すべき事情があつたため）	

○海浜公衆トイレ3か所の清掃を1か所につき253回実施し清潔に保つた。	
-------------------------------------	--

◎環境基本計画における目標及び実績内容は、次のとおりです。

目標	2022（令和4）年度の実績内容	目標の達成状況 【2022（令和4）年度末】
○アダプトプログラムによる海岸一斉清掃の参加者が年1,800人になっている。 （2013年：1,440人参加） ○現在の砂浜面積を維持するため、毎年500立方メートル以上の養浜対策を実施要請していく。（2013年：500立方メートル投入）	○海岸一斉清掃を10回実施した。 ○神奈川県に対し、養浜対策を実施要請した。	○参加者 年1,330人 ○投入量 3,547m ³

～河川の維持管理～

【1】『河川維持管理事業』

事業名	河川維持管理事業	所管名	都市整備課
事 業 概 要			目的：周辺緑化や生態系の再生を意識した河川の整備・管理手法を推進し、多様な命を育む川とともに、遊歩道の舗装やベンチの設置等を通じて、誰もが楽しめる親水施設を整備し、水辺の環境を保全していくため、アダプト制度や市民、事業者との協働による一斉清掃等を通じて良好な水辺を継承していくこと。 対象：河川 手段：親水施設を整備することについて、要望・調査・検討を行う。
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
○親水施設等の設置の取り組み ・県に対し、二級河川部分への親水施設等の設置要望 ○アダプト活動や清掃イベントの開催		○親水施設等の設置の取り組み ・県に対し、二級河川部分への親水施設等の設置要望 ○アダプト活動や清掃イベントの開催	
目標【2022（令和4）年度】		現状【2017（平成29）年度末】	
河川の親水施設を4箇所整備する。 アダプトプログラムによる河川管理の箇所数が4箇所を維持している。		親水施設 3箇所 アダプト 4箇所 (内2箇所はアダプト団体が活動休止中)	
2022（令和4）年度の実績内容		目標の達成状況 【2022（令和4）年度末】	
○県管理の2級河川部分への親水施設等の設置について、進捗状況を把握した。令和5年度まで続く田越川河川改修工事について、工事進捗確認と工事後の親水施設としての利用をお願いした。 ○令和4年5月28日にアダプトによる田越川・久木側の一斉清掃を行い、参加人数は349名であった。		○親水施設 3箇所 (下田橋右岸、東橋、愛染橋) ○アダプト 5箇所 (内1箇所はアダプト団体活動休止中) ※親水施設等の設置については、県の事業であるため、県の事業進捗をふまえた調整が必要となる。	

～公共下水道の維持管理～

【1】『水洗化普及事業』

事業名	水洗化普及事業	所管名	下水道課
事 業 概 要	目的：くみ取り便所、浄化槽を廃止し、水洗化していくことで水辺の環境や水質の保全を図る。 対象：公共下水道 手段：水洗化工事について理解を求める。		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度	○公共下水道への接続促進 ・融資のあっせん、助成制度の周知方法の検討	2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	○公共下水道への接続促進 ・融資のあっせん、助成制度の周知方法の検討
目標【2022（令和4）年度】		現状【2017（平成29）年度末】	
水洗化率が98%になっている。		98.4%	
2022（令和4）年度の実績内容		目標の達成状況 【2022（令和4）年度末】	
公共下水道への接続促進として、PR用品であるマンホールカードを2021年度から配付している。今後、浄水管理センター見学者などに配布し、公共下水道に興味を持つてもらい、接続促進につながることを期待している。 また、未水洗家屋の水洗化について理解を求めるとともに、改修費用に対する融資あっせんや利子補給の助成制度について説明した。＊未水洗戸数 2021年度末：186戸 ⇒ 2022年度末：180戸		目標は、達成しているものの、大きな進展は見込めない。98.9%に微増したものの、今後も同様に推移すると思われる。	

(3) 動植物（生物多様性）

【目標】 <逗子市環境基本計画に定める 2022 年度（平成 34 年度）の目標>

～様々な生態系の体験～

- 「自然の回廊プロジェクト」において、道標や説明板の設置済みコースが 100 パーセントになっている。（経済観光課・自然の回廊プロジェクト推進事業*）

～環境学習～

- 市民団体による自然体験学習の参加者が年に約 200 人になる。（環境都市課・環境パートナーシップ推進事業）
- 市民団体等により実施する出前授業が各学校にて行われる。（環境都市課・環境パートナーシップ推進事業）

*は逗子市総合計画に定めるリーディング事業です。

～様々な生態系の体験～

【1】『自然の回廊プロジェクト推進事業』（リーディング事業）

事業名	自然の回廊プロジェクト推進事業	所管名	経済観光課
事業概要		<p>目的：市民や逗子を訪れた人々が安らぎ、遊び、憩える場所となるように、逗子全体を自然の回廊として整備することにより、逗子の魅力を高め、多くの人々に認知、活用されるようとする。</p> <p>対象：市民、来訪者</p> <p>手段：市内の史跡や文化を伝えるポイント（拠点）に、誰が見ても見やすく、そして、知的興味が得られるような案内板を設置する。ハイキングコースを中心に、安全に歩けるように道標やマップなどの設置整備を進める。また、簡易ベンチなどの環境整備を進める。自然回廊マップや冊子による紹介を進め、回廊ウォーキングラリーなどの啓発イベントを開催する。</p>	
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
<input type="checkbox"/> 案内板等の設置 <input type="checkbox"/> 自然の回廊マップの作成 <input type="checkbox"/> 市民協働によるイベントの実施		<input type="checkbox"/> 案内板等の設置、維持管理の実施 <input type="checkbox"/> 自然の回廊マップの作成 <input type="checkbox"/> 市民協働によるイベントの実施 <input type="checkbox"/> 各課の事業との連携	
目標【2022（令和4）年度】		現状【2017（平成29）年度末】	
・道標や説明板の設置済みコースが100パーセントになっている		自然の回廊マップが作成されている※ すべてのコースへの設置ができていない。	
2022（令和4）年度の実績内容		目標の達成状況 【2022（令和4）年度末】	
<input type="checkbox"/> 逗子アリーナ2階ランニングコースにおいて8月4日から自然の回廊ギャラリーを開設した。 <input type="checkbox"/> 社会教育課講座「まちなかアカデミー」にてメンバーが「自然の回廊を歩きま専科」を担当し、20名の受講者に向けて講義を受け持ち、実際に1コース案内を行った。 <input type="checkbox"/> 観光協会と協働し、歴史的観点から見た自然の回廊ハイキングイベントを実施し、新たな側面としての魅力を発信し、ホームページでモデルコースとして紹介した。 <input type="checkbox"/> 国保健康課と協働で行う予定だった「逗子自然の回廊ウォーキング」について、新型コロナウィルス感染症のまん延状況を踏まえ		説明板の設置はできなかったが観光協会との協働により自然の回廊の新たな魅力を発掘し、また自然の回廊メンバーによる講義を行うなど多くの人が自然の回廊を認知する機会を設けることができた。	

て中止とした。

※（2014年度（平成26年度）に作成、2016年度（平成28年度）に改訂）

～環境学習～

【1】『環境パートナーシップ推進事業』

事業名	環境パートナーシップ推進事業	所管名	環境都市課
事 業 概 要	<p>目的：逗子市環境基本計画・行動等指針の推進、計画目標の実現のために、市民、事業者、市が主体的に、又は協働による具体的な行動を実行する。また、次世代を担う子どもたちに自然環境を保全することへの関心を高める。</p> <p>対象：市民、事業者</p> <p>手段：逗子市環境基本計画・行動等指針などに基づく施策の実践、活動支援を行うため、意識啓発イベント、自然観察会。</p>		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
○かんきょう連続講演会の実施	○かんきょう連続講演会の実施	○環境月間イベントの開催	○環境月間イベントの開催
○出前授業の講師派遣	○出前授業の講師派遣	○自然観察会開催	○自然観察会開催
目標【2022（令和4）年度】		現状【2017（平成29）年度末】	
○市民団体による自然体験学習の参加者が年に約200人になる。	○市民団体等により実施する出前授業が各学校にて行われる。	○158人	○出前授業の講師派遣（7回）実施 3校、参加者数 約 660 人
2022（令和4）年度の実績内容		目標の達成状況 【2022（令和4）年度末】	
○環境月間のイベント開催 環境展:6月8日～12日 環境会議展:6月11日～12日 ずしへ リーンライフフェス:6月11日～12日（旧環境フェスティバル） ○出前授業の講師派遣(5回) 小中学校:4回 参加者数:307人 教員向け講習:1回 ○自然観察会開催(4回) 参加者:112人 ○かんきょう講演会開催(1回) 会場での参加者:49名、 YouTubeLiveの閲覧者:13名	自然体験学習参加者は、雨天等による中止もあり、目標を達成できなかった。 出前授業は各校で行われた。（雨天や新型コロナウイルスの影響により、実施回数が減少した。）		

3-2.廃棄物による環境負荷の少ないまち

(1) 発生・排出抑制～リデュース、リユース～

【目標】 <逗子市環境基本計画に定める 2022 年度（平成 34 年度）の目標>

～発生・排出抑制～

○市民一人ひとりのごみ排出量が 1 日当たり 700 グラム以下になっている。（資源循環

課・生ごみ減量化・資源化事業*）

○生ごみ処理容器の年間助成台数が 500 台になっている。（資源循環課・生ごみ減量化・

資源化事業*）

*は逗子市総合計画に定めるリーディング事業です。

～発生・排出抑制～

【1】『生ごみ減量化・資源化事業』(リーディング事業)

事業名	生ごみ減量化・資源化事業	所管名	資源循環課
事 業 概 要	<p>目的：本市の一般廃棄物の処理を安定的かつ適正に行うこと。また、本市に適合する生ごみ処理システムの確立を図り、最終的には生ごみ全量の焼却しない処理をめざす。</p> <p>対象：市民等</p> <p>手段：市民団体や事業者との連携により、家庭用生ごみ処理容器等の購入助成の普及拡大を図る。計画的に生ごみ一括処理施設の整備を行う。</p>		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
○生ごみ処理容器等購入助成事業 ○生ごみ一括処理施設の整備 • 施設整備方針の決定 • 施設整備		○生ごみ処理容器等購入助成事業 ○生ごみ一括処理施設の稼働 • 生ごみの分別収集	
目標【2022（令和4）年度】			現状【2017（平成29）年度末】
家庭用生ごみ処理容器の普及と生ごみ一括処理施設の稼働により、生ごみ（資源化できない一部の生ごみを除く）が資源化されている。			•施設整備に向けて検討中。 •180台 (累計件数 7,561 台)
2022（令和4）年度の実績内容		目標の達成状況 【2022（令和4）年度末】	
•家庭用生ごみ処理容器購入費助成事業は108件(累計件数7,871件、普及率31.3%) •2020年8月に策定した鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画に定めた方針とスケジュールに従い、2025年3月からの葉山町生ごみ資源化処理施設での生ごみの共同処理を予定し、2022年度は「生ごみの分別収集・資源化に関する制度設計（案）」について、市民参加手続き（逗子市廃棄物減量等推進審議会への諮問・答申、市民説明会、パブリックコメント）を行った。市民参加手続き等により寄せられた市民意見を踏まえ、2023年2月に「生ごみの分別収集・資源化に関する制度設計」を策定した。 【実績】 ・逗子市廃棄物減量等推進審議会（諮問）2022年6月27日、（答申）2022年10月14日 •市民説明会18回、延べ 318人 •パブリックコメント意見募集期間 2022年11月7日から2022年12		目標を達成していない。（生ごみ資源化処理施設については、逗子市単独ではなく広域での効率的な処理を行う方針となり、2025年3月から生ごみの資源化を計画している。）	

月7日まで、意見の数 77件、意見提出人数 11人	
---------------------------	--

(2) 資源の再生利用～リサイクル～

【目標】<逗子市環境基本計画に定める 2022 年度（平成 34 年度）の目標>

～生ごみの資源化～

- 生ごみ処理容器の年間助成台数が 500 台になっている。（資源循環課・生ごみ減量化・資源化事業*）

～その他の廃棄物の資源化～

- ごみの資源化率が 60 パーセント以上になっている。（資源循環課・生ごみ減量化・資源化事業、一般廃棄物処理施設整備事業*）

- 燃やすごみに混入される紙ごみの割合が 10 パーセント以下になっている。（資源循環課・生ごみ減量化・資源化事業*）

- 地域の 5箇所すべて、まだ使用できる不用品（資源物）の回収等が行われている。（資源循環課・資源再利用推進事業）

*は逗子市総合計画に定めるリーディング事業です。

～生ごみの資源化～

【1】★リーディング事業

『生ごみ減量化・資源化事業』

- 内容は、「II. 廃棄物による環境負荷の少ないまち（1）発生・排出抑制～発生・排出抑制～」に記載する「生ごみ減量化・資源化事業」と同一

～その他の廃棄物の資源化～

【1】『資源再利用推進事業』

事業名	資源再利用推進事業	所管名	資源循環課
事業概要	目的：ごみを燃やさない、埋め立てないゼロ・ウェイストを目指すとともに、最終処分場のさらなる延命化に寄与する資源化促進として、市民自らが資源物の持ち込み、持ち帰りを行うことで廃棄物の削減を目指す。 対象：市民 手段：市民が、いつでも資源物の持ち込み、持ち帰りが可能な場所の設置。		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
○利用者の利便性を考慮し設置。		○利用者の利便性を考慮した場所の設置と廃棄物を減量するための有効な資源物の品目の拡大。	
目標【2022（令和4）年度】		現状【2017（平成29）年度末】	
現在の3箇所（逗子・沼間・小坪）に加え2箇所（池子・久木）に拡大して設置。（計5箇所に設置）		5箇所に設置。（逗子・沼間・小坪・久木2箇所）※	
2022（令和4）年度の実績内容		目標の達成状況 【2022（令和4）年度末】	
・逗子文化プラザ市民交流センターにおける常設での設置は2020年2月末を以て終了、同年3月末で本市との協働事業としての運営は終了となり、3箇所（逗子・沼間・小坪）全てが市民団体による運営となった。今後は市民団体のイベントへの後援等の支援を行っていく。 2022年度後援3件		2020年3月末で当初の3箇所（逗子・沼間・小坪）全ての本市との協働事業としての運営は終了となり、事業が完了した。	

※合計288日開催。来場者数計36,691人、持込件数15,682件、持帰り件数18,562件（持帰り重量21,048kg）

久木は出張による開催。

(3) 適正処理

【目標】 <逗子市環境基本計画に定める 2022 年度（平成 34 年度）の目標>

～適正処理～

- 一般廃棄物処理施設再整備が完了している。（資源循環課・一般廃棄物処理施設整備事業*）

*は逗子市総合計画に定めるリーディング事業です。

～適正処理～

【1】『一般廃棄物処理施設整備事業』（リーディング事業）

事業名	一般廃棄物処理施設整備事業	所管名	資源循環課
事 業 概 要	目的：将来に向けて安全・安心で持続可能な廃棄物処理システムの確立を図る。 対象：一般廃棄物処理施設 手段：環境クリーンセンターの焼却施設などのごみ処理関連施設全体の中長期的整備計画を策定し、再整備を行う。		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
○ごみ処理施設整備基本構想の検討 ○資源化施設基本設計等 ・生活環境影響調査 ○資源化施設建設工事		○資源化施設建設工事 ○焼却施設基幹改良工事 ○浄化センター整備の検討	
目標【2022（令和4）年度】		現状【2017（平成29）年度末】	
一般廃棄物処理施設再整備が完了している。		目標を達成していない。 2市1町*において広域での施設整備の検討を進める。	
2022（令和4）年度の実績内容		目標の達成状況 【2022（令和4）年度末】	
・鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会 3回開催 ・2020年8月に鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画を策定・公表し、鎌倉市及び葉山町との共同処理施設整備などの連携方法の方向性を示した。また、同計画において、焼却施設の大規模改修はせず、概ね2034年度（令和16年度）までの稼働とする方向性を示した。		鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画の中で、広域での中長期的な施設整備計画を示した。逗子市単独ではなく、広域での効率的な処理を進める方針とした。	

*鎌倉市、逗子市、葉山町

3-3. 温室効果ガス排出の少ないまち

(1) 省エネルギーの推進

【目標】 <逗子市環境基本計画に定める 2022 年度（平成 34 年度）の目標>

～省エネルギーの推進～

- 市関連施設について、平成 25 年度を基準年度とし、平成 33 年度までに「第二次逗子市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の温室効果ガス排出量削減目標を達成する。（環境都市課・温室効果ガス削減事業*）
- 市全体について、温室効果ガス排出量の削減目標の検討に取り組む。（環境都市課・温室効果ガス削減事業*）

*は逗子市総合計画に定めるリーディング事業です。

～省エネルギーの推進～

【1】『スマートエネルギー普及促進事業』(リーディング事業)

事業名	スマートエネルギー普及促進事業	所管名	環境都市課
事業概要		<p>目的：「第二次逗子市環境基本計画」に基づき、温室効果ガス排出量削減に向けた取り組みを進める。</p> <p>対象：市民等</p> <p>手段：省エネルギー型設備、再生可能エネルギー設備等の温室効果ガス排出量の少ない設備の導入に係る費用に対し補助金を交付する。</p>	
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
<ul style="list-style-type: none"> ○住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金制度の運用 ○新たなスマートエネルギー設備等導入支援に係る検討 ○新たなスマートエネルギー設備等導入支援に係る補助金制度運用 			○新たなスマートエネルギー設備等導入支援に係る補助金制度運用
目標【2022（令和4）年度】		現状【2017（平成29）年度末】	
<p>「第二次逗子市環境基本計画」に基づく新たなスマートエネルギー設備等導入支援の補助金制度の利用件数が目標を達成している。</p>		<p>新たなスマートエネルギー設備等導入支援の補助金制度は運用されていない。</p>	
2022（令和4）年度の実績内容		目標の達成状況 【2022（令和4）年度末】	
<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年1月31日に「チャレンジ！逗子カーボンニュートラル2050」宣言を行い、内外に2050年温室効果ガス排出実質ゼロを目指すことを示した。 ・再生可能エネルギー導入に関する調査を実施した。（令和5年度に地球温暖化対策実行計画に反映予定） ・財政対策プログラムを契機に、平成29年度を最後にスマートエネルギー設備等導入費補助金制度は、休止・廃止していたが、新たに逗子市カーボンニュートラル推進補助金交付要綱を制定し、令和4年度から補助金制度を開始した。実績値としては、太陽光発電及び定置式蓄電池の設置8件、家庭用燃料電池システムの設置17件、HEMSシステムの設置1件、電気自動車充給電設備の設置2件。 		<p>令和4年度から新たな補助金制度を開始（運用）できることとなったが、目標年度よりも遅延しました。</p>	

(2) 再生可能エネルギーの利用促進

【目標】 <逗子市環境基本計画に定める 2022 年度（平成 34 年度）の目標>

～再生可能エネルギーの利用促進～

- 新たなスマートエネルギー設備等導入支援の補助金制度の利用件数が目標件数を達成している。（環境都市課・スマートエネルギー普及促進事業*）
- 市全体について、温室効果ガス排出量の削減目標の検討に取り組む。（環境都市課・温室効果ガス削減事業*）

*は逗子市総合計画に定めるリーディング事業です。

～再生可能エネルギーの利用促進～

【1】『スマートエネルギー普及促進事業』（リーディング事業）

- ◎内容は、「III. 温室効果ガス排出の少ないまち（1）省エネルギーの推進～省エネルギーの推進～」に記載する「スマートエネルギー普及促進事業」と同一）

3-4.暮らしと景観に配慮したまち

(1) 良好的な景観

【目標】 <逗子市環境基本計画に定める 2022 年度（平成 34 年度）の目標>

～良好な景観～

- 市内の各地域の特色に応じた景観配慮を行うとともに、景観形成重点地区 4 地区目の指定について調査し、地区を確定、景観計画を改正する。（まちづくり景観課・景観のまちづくり推進事業*）
- 景観資産の登録を行い、今後の景観行政の指標となるものを示す。（まちづくり景観課・景観のまちづくり推進事業*）
- 景観デザインコードを活用した啓発活動を 10 回以上行う。（まちづくり景観課・景観のまちづくり推進事業*）
- シンボルツリーの苗木の配布数が累計 60 件になっている。（緑政課・緑化推進事業）

*は逗子市総合計画に定めるリーディング事業です。

～良好な景観～

【1】『景観のまちづくり推進事業』（リーディング事業）

事業名	景観のまちづくり推進事業	所管名	まちづくり景観課
事業概要			<p>目的：逗子の特性が活かされた良好な景観を守り、育て、つくり、将来に継承する。</p> <p>対象：市民及び事業者</p> <p>手段：逗子市景観条例と逗子市景観計画に定める景観形成重点地区について、各地域の特性をいかしたガイドライン及び景観条例の運用による景観のまちづくりの推進を図る。景観デザインコードを景観誘致のツールとして活用する。景観フォトコンテスト等のイベントによる景観資産の登録など、景観についての啓発活動を行い、多くの市民の景観についての意識を高める。</p>
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
<ul style="list-style-type: none"> ○景観形成重点地区4地区目の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・洗い出し ・決定、景観資産の追加登録等 ・ガイドライン整備 ○景観デザインコードの活用 ○（仮称）景観計画推進プランの策定 		<ul style="list-style-type: none"> ○景観形成重点地区4地区目の決定 <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドライン確定、周知 ○景観計画の改定 ○景観資産の追加登録 ○（仮称）景観計画推進プランの推進 	
目標【2022（令和4）年度】		現状【2017（平成29）年度末】	
景観形成重点地区4地区目のガイドラインを作成し、運用を開始している。		4地区目の景観形成重点地区は、より効果的な景観形成手法を検討しているため、予定より時間を要している。	
2022（令和4）年度の実績内容		目標の達成状況 【2022（令和4）年度末】	
①景観審議会を3回開催した。景観形成基準の見直しと3条例の合理化を実施し、景観計画・まちづくり3条例改正（令和4年12月1日）を行った。又、関係のガイドラインを作成し運用を開始した。 ②「まちなみデザイン逗子」実践認定制度を恒久的なものとした。又、事例2件の認定を行った。 ③近年、新型コロナウィルスの影響でイベントを中止していたが、旧脇村邸を公開し、同時にまちあるきを実施した。 ④年4回の景観広報誌「瓦版」の発行、逗子環境展、逗		景観計画・まちづくり3条例改正（令和4年12月1日）を行った。又、同時に関係のガイドラインを作成し運用を開始している。市民への普及啓発活動は継続して行っている。 (景観形成基準の見直しと3条例の合理化を実施し、同時にガイドラインを作成し運用を開始できた。)	

子中学校2学年キャリア教育において啓発を行った。

【2】『緑化推進事業』

- ◎内容は、「I 自然を大切にするまち（1）緑 ～緑地の保全～」に記載する「緑化推進事業」と同一）

（2）暮らしのための基盤整備

【目標】 <逗子市環境基本計画に定める 2022 年度（平成 34 年度）の目標>

～暮らしのための基盤整備～

- 逗子市交通バリアフリー基本構想に基づき市内道路の整備に取り組み、14 か所整備済みとなっている。（都市整備課・やさしい道づくり事業）
- 狭あい道路の整備を進め、2,848 メートル（延長）整備済みとなっている。（都市整備課・狭あい道路整備事業）
- 急傾斜地崩壊危険区域の整備を進め、60 か所が整備済みとなっている。（都市整備課・急傾斜地崩壊対策事業）

～暮らしのための基盤整備～

【1】『やさしい道づくり事業』

事業名	やさしい道づくり事業	所管名	都市整備課
事 業 概 要	目的：歩行者にとって安全で快適な歩道空間の創出を進める 対象：歩道利用者 手段：逗子市が管理する歩道の構造を計画的にインターロッキングブロック等にする		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
○歩道整備工事を実施することにより、凹凸による水たまりや躊躇等の原因を解消し、逗子ハイランド地区の歩行者の安全と円滑化を図る。		○歩道整備工事を実施することにより、凹凸による水たまりや躊躇等の原因を解消し、披露山庭園住宅地区内の歩行者の安全と円滑化を図る。	
目標【2022（令和4）年度】		現状【2017（平成29）年度末】	
○披露山庭園住宅内の歩道整備工事を完了している。 ○逗子市交通バリアフリー基本構想に基づき市内道路の整備に取り組み、17か所整備済みとなっている。		○逗子ハイランド地区の歩道のインターロッキングブロック化 $L=4481.55m$ ○逗子市交通バリアフリー基本構想に基づく市内の道路の整備 12箇所（2017（平成29）年度以降事業休止中）	
2022（令和4）年度の実績内容		目標の達成状況 【2022（令和4）年度末】	
事業見直しにより費用対効果等を鑑み、事業廃止とした。		逗子ハイランド地区の歩道のインターロッキングブロック化 $L=4,481.55m (88.7\%)$ 逗子市交通バリアフリー基本構想に基づく市内の道路整備12箇所については、事業廃止に伴い、進捗率は上がらなかった。	

【2】『狭あい道路整備事業』

事業名	狭あい道路整備事業	所管名	都市整備課
事業概要	目的：良好な住環境や災害時の避難路を確保し、生活環境の向上を図る。 対象：道路幅員4m未満の市道 手段：家屋の新築等に伴う道路後退部を寄付により拡幅していく。		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度	○市道との境界確定にかかる測量委託を行う。 ○寄付のあった道路後退部分に係る物件の補償を行う。	2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	○市道との境界確定にかかる測量委託を行う。 ○寄付のあった道路後退部分に係る物件の補償を行う。
目標【2022（令和4）年度】		現状【2017（平成29）年度末】	
市道の狭あい道路の割合が、65パーセント以下になっている		完了していない (65.53%)。	
2022（令和4）年度の実績内容		目標の達成状況 【2022（令和4）年度末】	
建築基準法による道路後退部分を市道として寄附を受けるための測量及び境界確定業務を委託した。 ・17件、約198mの狭あい道路寄附を受けた。 ・延長 46.32mを4メートル道路として拡幅した。		狭あい道路の延長 110.070km (65.47%) (住宅の新築及び改築件数が社会情勢によって変化するため、景気や国の政策に左右されやすい)	

【3】『急傾斜地崩壊対策事業』

事業名	急傾斜地崩壊対策事業	所管名	都市整備課
事業概要			目的：急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、がけ崩れ防止施設の整備を進める。市民の生命財産を守る。 対象：逗子市内の急傾斜地崩壊危険区域指定基準に該当する公有地及び民有地。 手段：関係機関と連携し、急傾斜地の区域指定及び整備を進める。
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度	○区域指定に向けて ・住民による指定要望 ・市の意見等により神奈川県が指定 ○工事実施基準を満たす区域 ・神奈川県による工事	2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	○区域指定に向けて ・住民による指定要望 ・市の意見等により神奈川県が指定 ○工事実施基準を満たす区域 ・神奈川県による工事
目標【2022（令和4）年度】		現状【2017（平成29）年度末】	
急傾斜地崩壊危険区域の整備を進め、60か所が整備済みとなっている。		完了（60か所整備済み）。	
2022（令和4）年度の実績内容		目標の達成状況 【2022（令和4）年度末】	
・急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所 65箇所 ・急傾斜地崩壊危険防止工事整備済箇所 63箇所		整備済箇所 63箇所 予算確保が課題であったが、2020年度に比べ2倍以上の予算を充当してもらい、崩壊危険防止工事を進めることができた。残り2箇所についても順次工事予定となっている。	

(3) 生活環境の諸問題

【目標】 <逗子市環境基本計画に定める 2022 年度（平成 34 年度）の目標>

～生活環境の諸問題～

- 大気中の浮遊物質、水質汚濁の状況について関係法令の基準を下回る。（資源循環課・公害防止啓発事業、公害調査測定事業）
- 「歩行者と自転車を優先するまち」のアクションプランに基づき、重点課題に取り組む。（環境都市課・歩行者と自転車のまち推進事業*）

*は逗子市総合計画に定めるリーディング事業です。

～生活環境の諸問題～

【1】『公害防止啓発事業』

事業名	公害防止啓発事業	所管名	資源循環課
事 業 概 要	目的：公害のない、良好な住環境の形成 対象：市民等 手段：啓発活動		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度	○光化学注意報等の発令時の対応 ・県から発令が出た際、速やかに関係機関に連絡を行い、被害を未然に防ぐ ○深夜花火禁止条例に係る啓発等 ・6月中旬から9月上旬にかけて海岸付近の2か所に啓発の横断幕を掲げる ・夏休み期間の金曜土曜深夜から早朝にかけて警備及び啓発のための巡回を行う ○公害防止のための啓発活動（随時）	2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	○光化学注意報等の発令時の対応 ・県から発令が出た際、速やかに関係機関に連絡を行い、被害を未然に防ぐ ○深夜花火禁止条例に係る啓発等 ・6月中旬から9月上旬にかけて海岸付近の2か所に啓発の横断幕を掲げる ・夏休み期間の金、土曜日深夜から早朝にかけて警備及び啓発のための巡回を行う ○公害防止のための啓発活動（随時）
目標【2022（令和4）年度】		現状【2017（平成29）年度末】	
関係法令の基準を下回っている		関係法令の基準を下回っている	
2022（令和4）年度の実績内容		目標の達成状況 【2022（令和4）年度末】	
○光化学スモッグ注意報等の発令時の対応 ・県実施伝達訓練:1回 ・注意報発令:0回 ○深夜花火禁止条例に係る啓発等 ・街頭啓発:実施せず ・広報掲示板への掲示、花火販売店舗へのちらし掲示依頼及び横断幕の設置(逗子海岸中央入口、渚橋)		目標を達成している。（街頭啓発については、新型コロナウイルスの感染拡大の状況を鑑み、実施を見合せた）	

【2】『公害調査測定事業』

事業名	公害調査測定事業	所管名	資源循環課
事業概要	目的：公害のない、良好な生活環境の形成 対象：公害の発生源 手段：届出の受付、立入・測定等の調査、自動車騒音常時監視業務		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
○自動車騒音常時監視業務（騒音規制法の規定による事務） ・毎年実施 ○公害発生時の調査・改善（随時） ○公害法規に係る許認可事務（随時）		○自動車騒音常時監視業務（騒音規制法の規定による事務） ・毎年実施 ○公害発生時の調査・改善（随時） ○公害法規に係る許認可事務（随時）	
目標【2022（令和4）年度】		現状【2017（平成29）年度末】	
関係法令の基準を下回っている		関係法令の基準を下回っている	
2022（令和4）年度の実績内容		目標の達成状況 【2022（令和4）年度末】	
○自動車騒音常時監視業務(毎年度実施) ○公害事案の処理:37件(現地出動25件) ○公害法規に係る許認可・届出事務 ・県条例(指定事業所)に係る経由事務:2件 ・特定建設作業実施届:騒音38件、振動20件		目標を達成している。	

【3】『歩行者と自転車を優先するまち推進事業』（リーディング事業）

事業名	歩行者と自転車を優先するまち推進事業	所管名	環境都市課
事業概要	<p>目的：安全で快適な歩行空間を創出する。適切な自転車利用ができる環境づくり。公共交通アクセス手段の向上。自動車に頼りすぎない仕組みづくりの実現。</p> <p>対象：歩行者、自転車、公共交通、自動車など市内の道路を利用する者及び市民、警察、行政、商店会、交通事業者などの関係機関等</p> <p>手段：歩行空間における支障物の解消、歩行者優先の周知・啓発活動、楽しんで歩ける環境づくり。自転車利用環境の向上、ルール・マナーの効果的な周知と啓発、自転車を楽しむ風土づくり。公共交通の利用促進。車の利用方法の見直し。地域主体のコミュニティバス等の導入に係る研究及び運行に向けた支援。</p>		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度	2019（平成31）年度～2022（平成34）年度		
○JR逗子駅前周辺地区重点プログラムの実施 ○自転車利用のルール、マナーの徹底した周知 ○歩行者と自転車のまちづくりニュース全戸配布 ○カーフリーデー※の実施（共催） ○地域主体のコミュニティバス等の研究・導入手引きの検討	○JR逗子駅前周辺地区重点プログラムの実施 ○自転車利用のルール、マナーの徹底した周知 ○歩行者と自転車のまちづくりニュース全戸配布 ○カーフリーデーの実施（共催） ○地域主体のコミュニティバス等の運行に向けた支援		
目標【2022（令和4）年度】		現状【2017（平成29）年度末】	
限られた道路空間における、歩行者・自転車・自動車の共存の方策が実施されている。		アクションプランを策定した。	
2022（令和4）年度の実績内容		目標の達成状況 【2022（令和4）年度末】	
<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者と自転車のまちを考える会の主催で、「ツール・ド・逗子2022」（5月22日）、「逗子カーフリーDE-2022」（9月23日）、「トモイク自転車教室」（3月25日）を実施した。 ・シェアサイクル実証実験（経済観光課にて令和元年度より開始）の専用駐輪場（ステーション）を1か所追加設置した。（合計32か所） ・逗子市道55号に矢羽根・自転車ピクトグラムの設置、銀座通りに自転車歩道走行等対策のための啓発ステッカーの設置、新宿地区交 		<p>「歩行者と自転車を優先するまち」ワークショップを実施し、自転車誘導マーク等の設置に向けた協議を行うことができたが、歩行者・自転車の共存方法の具体的な方策が示せなかった。</p>	

差点に自転車停止啓発看板の設置等を行った。

※カーフリーデー：一日一定エリア内へのマイカーの通行規制を行い、市民が車のない都市環境を体験することで、街での車の使い方、交通行動を考える機会にしようというもの。

4. 市民活動の促進と推進体制について

市民一人ひとりが環境に配慮した行動を広げていくためには、市とともに逗子市環境基本計画を推進している「ずしし環境会議」を中心に、環境に関心がある人、既に環境活動を行っている人やグループ、それにこれまであまり取り組んでこなかった市民、事業者等も加わって、ネットワーク化を図り、協力して取り組んでいくことが必要です。

市では、今後も、「ずしし環境会議」をはじめとする多くの市民団体等の活動を支援し、また、「ずしし環境会議」をはじめとする様々な市民団体等が連携し、取り組んでいくための体制づくりを進めていきます。

また、市の次世代を担う子どもたちへの取り組みも重要です。子どもたちに直接伝えることのできる出前授業をはじめとする環境教育への支援や、環境の大切さを子どもたちに伝えていく主体となる様々な世代が環境について知識を深めることができる体制づくりにも取り組んでいきます。

4-1.環境月間について

(1) 逗子市環境展

逗子市環境基本計画の目的を推進し、市民の環境問題に係る意識の向上を図るため、6月の環境月間にあわせ、市の環境政策や、一般公募団体による環境に関する取組の展示をしました。

【1】期 間 令和4年6月8日（水）～6月12日（日）

10：00～15：00

【2】会 場 逗子文化プラザホール ギャラリー

【3】展示内容

- ①市の環境政策の展示
- ②一般公募による環境への取組の展示
 - ・生活協同組合ユーヨープ（湘南2エリア会）
 - ・メルテック株式会社
 - ・钣金工業株式会社



(2) ずしし環境会議展

逗子市環境基本計画・行動等指針の目的を推進し、市民の環境問題についての意識向上を図るため、6月の環境月間にあわせ、市とともに環境基本計画を推進するパートナーである「ずしし環境会議」が活動内容の展示やワークショップを実施しました。

【1】期 間 6月11日（土）～6月12日（日）10：00～16：00

【2】会 場 逗子市民交流センター

【3】実施内容 まちなみと緑の創造部会、二酸化炭素削減部会、ごみ問題部会の部会ごとに、パネル展示やワークショップ、講演会を実施



4-2.かんきょう講演会について

逗子市環境基本計画の推進を目的として、「ずしし環境会議」の企画・立案により、講演会を行いました。

それぞれの分野の学識経験者等を講師として講演会を開催することで、市民の意識啓発を通じて、逗子市環境基本計画の推進を図るものであります。

「海の中から地球を考える～プロダイバーが伝える気候危機～」

(講 師) 武本 匡弘氏 (プロダイバー、環境活動家、NPO 法人気候危機対策ネットワーク代表)

(日 時) 令和5年2月4日 (日) 14:00～16：00

(参加者) 会場での参加者 49名 YouTubeLive での参加者 13名

(場 所) 市民交流センター 第2・3会議室 YouTubeLive

4-3.出前授業について

「ずしし環境会議」が、市内の小中学校等に出向いて、「まちなみと緑の創造」「ごみ問題」「二酸化炭素削減」という3つのテーマに沿った「出前授業」を行いました。

実施日	対象	部会	内容
令和4年6月16日	逗子中学校2年生 (2クラス 101名)	二酸化炭素削減	地球温暖化の現状と対策
令和4年7月13日	池子小学校6年生 (2クラス 47名)	二酸化炭素削減	楽しく実験。見つけよう私にできるエコ
令和4年8月18日	教員向け夏期講習会	二酸化炭素削減	地球温暖化の現状と対策 再生可能エネルギーについて 省エネルギー出前授業紹介
令和5年2月20日	沼間中学校3年生 (3クラス 70名)	二酸化炭素削減	地球温暖化の現状と対策 (実験あり)
令和5年2月21日 ～22日	逗子中学校3年生 (3クラス 89名)	二酸化炭素削減	地球温暖化の現状と対策 (実験なし、講義のみ)

5. 環境マネジメントシステムについて

本市は、平成 13 年 2 月に国際規格 ISO 14001 の認証を取得し、事務事業等での環境負荷への低減を図ってきました。職員の間に環境に対する意識が浸透し、一定の効果が得られたことから、平成 21 年 2 月 27 日に認証を返上しました。

平成 21 年度からは、逗子市独自の環境マネジメントシステムを運用し、市全体で取り組む目標と、各課の職務に応じた目標を設定し行動しています。行動した後には点検し、見直しをすることで、環境負荷の低減を図っています。(平成 29 年度以降、制度見直しにより休止中)

6. 地球温暖化対策実行計画の推進について

1.第二次逗子市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）について

(1) 目標

平成 25 年度を基準年度とし、計画期間(平成 27 年度～平成 34 年度)において本市の事務・事業から排出される温室効果ガス総排出量を、毎年度 1 % 削減することを目標として定めています。(平成 34 年度には、基準年度に比べ約 7.73% 削減することになります)

(2) 平成 25 年度（基準年度）と令和 4 年度の比較

令和 4 年度における温室効果ガスの総排出量（二酸化炭素換算排出量）は 10,288t-CO₂ でした。平成 25 年度（基準年度）12,088t-CO₂ からは、14.9% 削減となりました。

項目	(基準年度) 平成 25 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	基準年度比
エネルギー起源の温室効果ガス排出量（電気、ガス、灯油、公用車でのガソリンなど）	7,828t-CO ₂	7,193t-CO ₂	5,467t-CO ₂	30%減
一般廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス排出量	4,260t-CO ₂	4,821t-CO ₂	4,821t-CO ₂	13%増
合計	12,088t-CO ₂	12,014t-CO ₂	10,288t-CO ₂	14.9%減

2.逗子市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について

(1) 目標

計画の期間は、「第二次逗子市環境基本計画」との整合性を考慮し、2017（平成 29）年度から 2038（平成 50）年度までの 22 年間とし、本市全域から排出される温室効果ガスを、2038（平成 50）年度において、2013（平成 25）年度比で 27%削減することを目標として定めています。

(2) 平成 25 年度（基準年度）と令和元年度の比較

令和元年度における市内から排出される温室効果ガスの総排出量（二酸化炭素換算排出量）は 183 千 t-CO₂ でした。平成 25 年度（基準年度）236 千 t-CO₂ からは、22.5%削減となりました。

※ 3か年度以前の結果が公表される、環境省の地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定支援サイトの現況推計値を用いて集計。小数点以下の処理により、各項目の和と合計が合致しないことがあります。

項目	(基準年度)	平成 30 年度	令和元年度	基準年度比
		平成 25 年度	平成 25 年度	
産業部門	4 千 t-CO ₂	4 千 t-CO ₂	4 千 t-CO ₂	増減なし
家庭部門	81 千 t-CO ₂	68 千 t-CO ₂	70 千 t-CO ₂	14%減
業務その他部門	95 千 t-CO ₂	58 千 t-CO ₂	58 千 t-CO ₂	39%減
運輸部門	52 千 t-CO ₂	47 千 t-CO ₂	46 千 t-CO ₂	12%減
廃棄物分野	4 千 t-CO ₂	6 千 t-CO ₂	6 千 t-CO ₂	50%増
合計	236 千 t-CO ₂	184 千 t-CO ₂	183 千 t-CO ₂	22.5%減